

令和2年10月30日 15時30分  
資料配布 近畿地方整備局

## 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は株本建設工業株式会社に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

商号：株本建設工業株式会社

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

### 3. 処分理由

株本建設工業株式会社の元取締役は、令和2年8月24日に神戸地方裁判所において刑法第60条及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）による懲役10月（執行猶予2年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課 課長 高城 辰哉（内線6141）

課長補佐 東條 智行（内線6144）

電話 06-6942-1141（代）  
06-6942-1059（夜間直通）

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：株本建設工業株式会社  
許可：国土交通大臣（般・特－29）第1242号  
代表者：株本 寛  
主たる営業所：兵庫県美方郡新温泉町芦屋338-1

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和2年11月14日から令和3年3月13日までの120日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における水道施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

### 3. 処分理由

兵庫県美方郡新温泉町が令和元年6月17日に入札を執行した「諸寄浄水場紫外線処理施設整備工事」の指名競争入札に関し、株本建設工業株式会社の元取締役は、同町上下水道課元係長と共謀の上、元係長から秘密事項である同工事の最低制限価格に近い金額の教示を受けるなどし、最低制限価格に近接した額で同工事を落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。これにより、元取締役は、令和2年8月24日に神戸地方裁判所において、刑法第60条及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）による懲役10月（執行猶予2年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。